

# 西武文理大学倫理綱領

## 第1章 総 則

(目 的)

第1条 この倫理綱領は、西武文理大学（以下「本学」という。）が社会から信頼され、かつ必要とされる大学であり続けるために、本学に就業する全ての者の自覚と責任ある行動を促し、その業務を遂行するにあたり、また個人として社会生活を送る上で、遵守すべき基本的事項を明記したものである。

(定 義)

第2条 第1条の本学に就業する全ての者（以下「本学教職員」という。）とは、教員及び職員をいう。教員には、非常勤講師を含み、職員には、嘱託職員、臨時職員及び派遣職員を含むものとする。

(基 本)

第3条 本学教職員は、建学の精神・教育方針・学訓及び大学の目的の達成を日々の行動の基本とするものとする。

(法令等の遵守)

第4条 本学教職員は、法令、社会規範及び学内規程を遵守し、西武文理大学の教職員としての誇りを持って行動する。

(人権の尊重)

第5条 本学教職員は、教職員及び学生、業者、その他本学に関わる全ての人々の人権やプライバシーを尊重し、差別・ハラスメントなどの言動を行わない。

(社会貢献)

第6条 本学教職員は、教育・研究・専門職としての実践を通して地域社会・産学官との連携を進め、教育及び研究の成果を積極的に社会に還元することにより、地域の大学に求められている社会貢献を実践する。

## 第2章 行動規範

(教育・研究における公正性の確保)

第7条 入学者の選抜、学生の教育・成績評価・学位授与等に関しては、厳に公正性を確保する。

(研究倫理の遵守)

第8条 本学教職員が研究活動を行う際は、日本学術会議制定の「科学者の行動規範」及び厚生労働省制定の「臨床研究に関する倫理指針」等を尊重し、人々の安寧と福祉、健康の維持・増進に寄与することを目的として行動する。

(補助金・公的資金の適正な使用)

第9条 国及び地方公共団体等からの補助金並びに公的資金については、国民の税金が原資であることを充分理解し、有益・有効に活用し、適正な使用と厳格な管理を行う。

(利益相反の管理)

第10条 本学教職員が産学官連携活動を行う場合、本学は、利益相反の有無を把握して、適切な管理を実施することにより問題の発生を防止し、社会からの信頼を確保する。

(知的財産の管理)

第11条 本学教職員が行った研究成果・職務発明等を広く社会に還元するため、本学は、知的財産の適切な管理体制を構築する。

(取引業者に対する対処)

第12条 業者との取引に際しては、公正・公明かつ自由な競争を心がけ、職位を濫用して本学に不利益をもたらす行為をしない。また、不正な手段や不透明な行為によって本学又は自己の利益を追求しない。

(接待・贈答への対処)

第13条 通常の業務又は正常な取引関係に影響を与えるような、関係者からの社会通念をこえた過剰な接待又は贈答の接受を行わない。

(公私の区別)

第14条 公私の区別をわきまえ、就業規則及び学内規程に従い、清廉かつ誠実に職務を遂行する。

(反社会的勢力に対する対処)

第15条 社会秩序に脅威を与える団体や個人に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。

(環境保護)

第16条 資源・エネルギーの節約、廃棄物の減少、リサイクルの促進などに努め、環境問題に配慮して行動する。

(情報管理とリスクマネジメント)

第17条 業務上知り得た情報は、業務目的以外に用いたり、又は漏洩したりしない。また、個人情報を含めた秘匿すべき情報や文書などは、厳重に管理する。

2 常に事故・災害の防止と安全衛生の向上に努める。

3 本学の財産を私的、不正又は不当な目的に利用しない。

4 会計処理は、明朗・透明・適正に遂行する。

(記録・報告の公正性の確保)

第18条 業務に関して、虚偽の記録をしたり、学内外に対して虚偽の報告をしたり、又は事実を不正に隠蔽したりしない。

(人事の公正性の確保)

第19条 教職員の採用、昇進・昇格、配置転換、出向等の人事、役職者の選考、人事考課においては、公平・公正な取扱いを心掛ける。

### 第3章 倫理綱領の実行体制

(教育・指導)

第20条 管理職位にある者は、自らこの倫理綱領を遵守するとともに、所属員がこの倫理綱領、法令及び学内規程を遵守するように、適切な教育と指導監督する責任を負う。

(内部通報)

第21条 本学教職員又は本学関係者は、この倫理綱領に違反するような事実を確認した場合は、本学が定めた窓口に通報・相談することができる。

2 本学は、通報・相談内容等について個人のプライバシーを保護する。

(倫理綱領の遵守)

第22条 学長は、この倫理綱領の遵守に必要な施策を実行する責任を負い、そのための必要な事項を定めることができる。

### 第4章 その他

(倫理綱領の改廃)

第23条 この倫理綱領の改廃は、全学教授会（教育サービス協議会）の議を経て行う。

附 則

この倫理綱領は、平成24年4月1日から施行する。

諒解事項

この倫理綱領は、平成24年9月7日開催の理事会において、施行期日の遡及適用を含め承認した。